

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正後	改正前
<p>(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）における相場その他の指標の値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 (略)

2 (略)

3 流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、当連結会計年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくはその他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ その概要

ロ 保有目的を変更した日及び変更の理由

ハ 当連結会計年度における損益

ニ 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額

ホ 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響額

二 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ 前号イからハまでに掲げる事項

ロ 連結決算日における連結貸借対照表計上額

ハ 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響額

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 (略)

2 (略)

(新設)

<p>三 その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有 目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号イ及びロに掲げる事項</p> <p>ロ 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額</p> <p>ハ 連結決算日における連結貸借対照表に計上されたその他有価 証券評価差額金（財務諸表等規則第八条の七第三項第三号ハに 規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額</p> <p>4 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券については、当 連結会計年度において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏 しいものについては、記載を省略することができる。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 同号二及びホに掲げる事項</p> <p>二 前項第二号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>三 前項第三号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---------------------------